







ジオパークであり 続けるための取り組み



『大地の遺産の保全①

間 島原半島ジオパーク推進連絡協議会 島原市平成町1-1 雲仙岳災害記念館内 20957(65)5540 FAX 0957(65)5542 E-mail: info@unzen-geopark.jp

先月号では、ジオパークに認定された地域が行わなければならない3つの取り組み、①「大地の遺産」の保全、②「大地の遺産」 を用いた教育活動、③「大地の遺産」を活用した観光振興を紹介しました。

これらの取り組みを続け、大地の遺産を守りながら地域を活性化させることがジオパークの目的です。

この目的を達成する上で、大地の遺産の保全は必要不可欠です。なぜなら、大地の遺産が保全できなければ、その価値が失われ、 未来にわたってそれらを活用することができなくなるからです。

今月号と来月号は、島原半島ジオパークで行われている大地の遺産の保全について具体例を紹介します。

大地の遺産の保全 I:法律による保全



雲仙が国内初の国立公園であることは、多くの皆さんが ご存知のことと思います。国立公園は、「日本を代表する優 れた自然の風景地を保護するために開発を制限し、かつ風 景の観賞など、人々が自然と親しみ、利用がしやすいように、 必要な情報の提供や利用施設を整備している」自然公園の 制度のことで、現在30地域あります。

国立公園制度は、「自然公園法」という法律に従って認定 地域の自然環境を保護します。国立公園に指定されている 地域内では、対象物の希少性に応じて保護区分がなされ、 もっとも規制の厳しい「特別保護地区 | では、すべての動 植物(落ち葉や枯葉を含む)の捕獲や採取、植物の植栽や 種まきといった自然環境を変える行為が厳しく制限されて います。自然公園法だけではなく、自然環境を守る法律には、 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、「自然環境保 全法」、「自然再生推進法」などがあり、日本の美しい自然 環境を守り、維持する努力が続けられています。

自然環境を守らない行為は、ダメ!



立岩の峰展望所付近から見た平成新山。迫力満点

昨年5月、平成新山を間近に望むことができる登山道が 開通しました。この開通により、20年間ほぼ手つかずであ った雲仙の素晴らしい自然が楽しめるようになりました。 しかしその一方で、希少な生物や、平成噴火でもたらされ た岩石の盗掘、さらには立ち入り禁止地域に立ち入ったと 思われる人の足跡が認められるなどの"被害"が生じてい

ます。登山道は、希少な生物 や岩石を採取するために開通 させたものではありません。

この美しい自然環境を次の 世代に伝えていくためには、 私たち自身がモラルある行動 をとることが必要不可欠です。





復興に向けて歩む南三陸町

開設 業は、 基幹産業で 0 続き、 仮設 、ある水 加工

II を皮切りに行われて の着工式が2月14日 ぼ全地区 家が 25年度中に 建ち 始 で め

路面

が凍結して

この期間は

く積

から3月の

通勤

しない

よう注 た路面

一意しな

を

ス

部分の撤去が始 防災集団移転事業用地 ては、 ħ 7 法され た人たちの住ま た建物の基礎 災害公営住 まり 広 が 秋から つ 7 たのは12月 北暮らしで この した。 の通勤時間が らの通勤は、

宅や

が終了する予定です

新規採用職員や期限付職員 余裕があ 初 ます 満杯状態に つ また、 業の混乱 た机の 役場の 年4 配置 が生

いぶんと変わ

つ

たように思 街並みはず

更地

0

南三陸町の

南三陸町

年が

経過

建

年春

机

海沿

廃棄物は順調に

処 理

来年3月には焼却処理

0

1年間

n

な

私が

最も苦労し

Vol.12

水揚げ高も震災前に近

東日本大震災災害派遣し

ポ

南島原市災害派遣職員

林

田

昭

復

半分の職員が派遣期間の 替 たため、 年度は 員を受け 事業量 81人 年 終 約

かることもあり

90分以

上か

通常50分程

今 復

知 0

b 進

「国民年金学生納付特例制度」について

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加 入しなければなりません。

しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本 人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の 納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。 対象となる人は、学校教育法に規定する、大学・ 短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校お よび各種学校に在学する学生であることが条件で す。

学生納付特例による承認期間は4月から翌年3 月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在 学予定である場合、年度ごとに申請が必要となり ますのでご注意ください。

詳しくは、年金事務所または市役所各支所へお たずねください。

間 日本年金機構諫早年金事務所 **20957 (25) 1666** 南島原市 保険年金課 ☎050(3381)5039 または 各支所



